

1 アンケート結果の概要

本大綱の策定にあたり、市民の意見を把握し、計画の基礎資料とするため「学校教育」、「生涯学習」、「運動・スポーツ」、「図書館利用」、「家庭・地域・学校の連携」などについて、市民及び小学生・中学生を対象にアンケート調査を実施しました。

①調査時期

アンケート実施期間：令和6年7月1日(月)～7月28日(日)

②調査対象

【市民】 市内に住民登録がある18歳以上の人

【小学生】 市立全小学校の5年生・6年生

【中学生】 市立全中学校の1年生～3年生

③調査方法

【市民】

Webアンケートによる調査・回答

(甲斐市LINE公式アカウントと市のウェブサイト)

【小学校・中学校】

児童生徒に配布されているタブレット端末を用いたWebアンケートによる調査・回答

④調査結果

【市民】 有効回答数：1,938件

【小学生・中学生】 有効回答数 小学生：1,124件 中学生：1,496件

※アンケート結果の詳細については、
右のQRコードより市ウェブサイトにてご覧ください。



QRコード

2 甲斐市創甲斐教育推進大綱策定会議設置条例

令和4年3月11日

条例第2号

(設置)

第1条 甲斐市の将来を担う人材育成を目指し、特色ある教育の推進を図るため、教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づく甲斐市における教育振興基本計画として策定する創甲斐教育推進大綱(以下「推進大綱」という。)について調査審議するため、甲斐市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関として、甲斐市創甲斐教育推進大綱策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、教育委員会の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

- (1) 推進大綱策定のための基本的事項
- (2) 推進大綱の計画案
- (3) その他推進大綱策定に必要な事項

(組織)

第3条 策定会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 自治会連合会役員代表者
- (2) 社会教育委員代表者
- (3) 民生委員・児童委員代表者
- (4) スポーツ推進委員代表者
- (5) 青少年育成関係団体代表者
- (6) 学校長代表者
- (7) 市PTA連絡協議会代表者
- (8) 識見を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了するまでの間とする。

2 前条の規定による委員のうち、役職により委嘱された者の任期は、その職に在職する期間中とする。

(会長及び副会長)

第5条 策定会議に会長及び副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、策定会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序により、その職務を代理する。

（会議）

第6条 策定会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（プロジェクトチーム）

第7条 計画の策定に必要な基本的事項を調査研究するとともに、事業の推進体制の整備を図るため、策定会議に関係部署の職員等で構成する推進大綱プロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という。)を置く。

- 2 プロジェクトチームの委員長は、教育部長とする。
- 3 プロジェクトチームは、委員長が指名する委員で構成する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。
- 5 プロジェクトチームの会議については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「策定会議」とあるのは「プロジェクトチーム」と、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

（庶務）

第8条 策定会議の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

（施行規則）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に甲斐市創甲斐教育推進大綱策定会議設置要綱を廃止する訓令(令和4年甲斐市教育委員会訓令第1号)により廃止された甲斐市創甲斐教育推進大綱策定会議設置要綱(平成21年甲斐市教育委員会訓令第1号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

3 審議の経過

(1) 経緯

甲斐市教育委員会では、教育振興基本計画として平成22(2010)年に「創甲斐教育推進大綱」を策定、令和2(2020)年度には「第2次創甲斐教育推進大綱」を策定し、「甲斐市で育ち、甲斐市を育てる人づくり」を基本理念に掲げ、様々な施策に取り組んできました。

国は、令和5(2023)年4月に「第4期教育振興基本計画」を閣議決定し、県においても新たな「山梨県教育大綱(山梨県教育振興基本計画)」が令和6(2024)年3月に策定されました。

本市では、甲斐市の実情に応じた教育振興基本計画であり、また甲斐市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策である教育大綱として、第2次創甲斐教育推進大綱に続く「第3次創甲斐教育推進大綱」を策定しました。

なお、国の「第4期教育振興基本計画」、「山梨県教育大綱(山梨県教育振興基本計画)」を参酌するとともに、市の総合計画等との整合性も踏まえています。

(2) 策定スケジュール

令和6年	2月6日	第2回総合教育会議において協議
	5月29日	創甲斐教育推進大綱策定会議委員委嘱式及び第1回策定会議(諮問)
	6月4日	市議会総務教育常任委員会において計画の概要説明
	6月25日	創甲斐教育推進大綱第2回策定会議
	6月26日	創甲斐教育推進大綱第1回プロジェクトチーム会議
	8月	創甲斐教育推進大綱第2回プロジェクトチーム会議(書面開催)
	8月27日	創甲斐教育推進大綱第3回策定会議
	9月5日	第1回総合教育会議において協議・調整
	9月25日	創甲斐教育推進大綱第3回プロジェクトチーム会議
	10月23日	創甲斐教育推進大綱第4回策定会議
	10月31日	定例教育委員会において協議
	11月5日	創甲斐教育推進大綱第4回プロジェクトチーム会議
	11月7日	創甲斐教育推進大綱第5回策定会議
	11月19日	甲斐市議会総務教育常任委員会において概要説明
	12月13日～27日	甲斐市議会議員からの意見聴取
	12月16日～1月8日	パブリックコメントの実施
令和7年	1月29日	甲斐市議会総務教育常任委員会において意見聴取結果の説明
	2月	創甲斐教育推進大綱第5回プロジェクトチーム会議(書面開催)
	2月7日	第2回総合教育会議において協議・調整
	2月19日	創甲斐教育推進大綱第6回策定会議(答申)
	2月26日	定例教育委員会(計画決定)

4 策定会議委員名簿

(敬称略)

氏 名	所属・役職	選出区分	備考
穴水 剛	自治会連合会会長	自治会連合会役員代表	副会長
高橋 博次	自治会連合会副会長	自治会連合会役員代表	
橋本 浩明	自治会連合会副会長	自治会連合会役員代表	
小宮山 謙二	社会教育委員の会議委員長	社会教育委員代表	副会長
長田 明美	社会教育委員の会議副委員長	社会教育委員代表	
中村 直明	民生委員児童委員協議会会長	民生委員・児童委員代表	
中込 幹也	民生委員児童委員協議会	主任児童委員	
金丸 良雄	スポーツ推進委員協議会会長	スポーツ推進委員代表	
石橋 浩二	青少年育成甲斐市民会議会長	青少年育成関係団体代表	
齊藤 さや香	青少年育成甲斐市民会議運営委員	青少年育成関係団体代表	
丹沢 貴浩	甲斐市校長会会長(竜王東小学校校長)	学校長代表	
五味 正年	甲斐市校長会副会長(敷島南小学校校長)	学校長代表	
立川 武	甲斐市校長会副会長(玉幡中学校校長)	学校長代表	
輿石 信	甲斐市校長会会員(双葉中学校校長)	学校長代表	
清水 静香	甲斐市PTA連絡協議会会長 (竜王南小学校PTA会長)	市PTA連絡協議会	
大木 早百合	甲斐市PTA連絡協議会副会長 (竜王小学校PTA会長)	市PTA連絡協議会	
保坂 得孝	甲斐市PTA連絡協議会副会長 (双葉中学校PTA会長)	市PTA連絡協議会	
千野 文雄	スポーツ協会会長	識見を有する者	
小尾 平明	図書館協議会会長	識見を有する者	
日永 龍彦	山梨大学教授	識見を有する者	会長

甲斐教第255号
令和6年5月29日

甲斐市創甲斐教育推進大綱策定会議
会 長 日 永 龍 彦 様

甲斐市教育委員会

甲斐市第3次創甲斐教育推進大綱について（諮問）

このことについて、甲斐市創甲斐教育推進大綱策定会議設置条例
第2条の規定により、貴策定会議の意見を求めます。

令和 7 年 2 月 1 9 日

甲斐市教育委員会 様

甲斐市創甲斐教育推進大綱策定会議
会 長 日 永 龍 彦

甲斐市第 3 次創甲斐教育推進大綱について（答申）

令和 6 年 5 月 2 9 日付け甲斐教第 2 5 5 号で諮問のありましたこのことについて、当策定会議の意見は次のとおりです。

1 答申

令和 7 年度から令和 1 1 年度までの 5 年間を計画期間とする「甲斐市第 3 次創甲斐教育推進大綱」策定のための基本的事項、計画案及びその他策定に必要な事項について、諮問のとおりで意義ありません。

2 付帯意見

当策定会議では、教育委員会の諮問を受け、慎重に調査審議を重ねてきました。計画の策定過程においては、市民の声を教育施策に反映させるため、市民意向等についてアンケート調査を通して確認し、また、学校教育の当事者である子どもたちへの意見聴取も行うなかで、計画案の検討が行われました。

その結果、本計画において取り組む施策は、いずれも本市教育の目指す方向を実現するうえで重要なものですが、国・県の計画や時代の潮流、本市における特に重要な課題、当策定会議や市民アンケートで把握した市民の声などを踏まえ、市民が注目し、特に力を入れて推進していくべき施策として、ピックアップ施策を設定することにしました。

また、このピックアップ施策は、市民の注目度の高い施策であることから評価指標を優先的に設定しています。

今後は、その達成状況を把握し、結果を公表することにより市民への説明責任を果たすとともに、施策における事業の改善・見直しに活用するなど、本計画をよりどころとして、甲斐市の教育がより一層充実することを期待します。